

教育資料室だより

No.12 令和4(2022).4.1

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町1-9(西小学校内)

電話・FAX 0277(43)3171

桐生の教育史をたどる

【学制その5】

「資料室だより(No.2)」で紹介したように、桐生で最初にできた学校は「桐生学校」でした。明治6年10月7日のことです。校舎は浄雲寺の一角を借用しての開校でした。このとき、学区取締(学制成立時における地方の教育行政担当者で県令が任命した)金谷九十郎から浄運寺あてに、下記のような通達が出されています。

「学校設立相成候二就而者生徒授業時間午後三時限り二付檀家之もの新喪葬式ハ自今午後三時ヨリ相心得可申候事但一六其他休暇日ハ其限ニアラズ」

学校業務が寺の業務より優先したことがわかります。江戸時代、寺子屋が文字通り寺にあった

頃は、おそらく寺が優先だったと思われますから、貸し出した寺の方も面食らったことと思われます(但し、浄雲寺に寺子屋はありませんでした)。学制発布当初は、寺院の一角を借りて開校という学校がほとんどでしたので、上記のように学校の休日を除いて、葬儀はすべて三時過ぎからとなると不便も生じたことが推測されます。そこで、県としてはなるべく早く近代教育を行うのにふさわしい校舎を建設するように奨励していました。

では、近代教育にふさわしい校舎とは、どんな校舎だったのでしょう。当時の学校建築の基準(通達は標的となっています)を下に示します。少し長いのですが、全文を『桐生市教育史(上巻)』128ページから引用転載します。

明治時代の法律や通達等は、漢字カタカナ混淆文で書かれています。加えて旧字が使われていたり、言い回しが現代と異なっていたりするので読みづらいかと思いますが、ちょっと辛抱してお読みになってみてください。〈学制その6へ続く〉

☆参考『桐生市教育史』

学校(校舎を新築する際の)建築法(の標的)
栃木県通達乙第七十二号(明治九年七月六日)

- 一 学校建設ノ地所ハ往返便利ニシテ健康ニ害ナク、生徒ヲシテ静雅ノ趣味ヲ得セシム可キノ処ヲ探定スヘシ
- 一 学区ノ中央土地高燥ニシテ人家ニ密通セズ、眺望ニ富ミ新氣流通シ或ハ西北ニ樹木アル処
- 一 第二少シク偏倚スレトモ生徒ノ通学ヲ妨クルニ至ラズ、其他ハ第一地所ノ如キ処
- 一 第三学区中央ノ地高燥人家ニ密通セズ空氣ノ新陳代謝ニ宜処
- 一 学校建築宜キヲ得レバ教導上ニ利ヲ与フルコト実ニ鮮少ナラサルヲ以テ、建築家ハ予メ左ノ数条ニ注意スルヲ肝要トス
- 一 学校ヲ新築センニハ先ツ学区内ノ学ニ就クヘキ兒童ノ幾名ナルヤヲ算シ、然後建築ノ事ニ及ヘシ
- 一 学校ハ學童ノ多寡ニ因テ大小広狭アルヘシト雖トモ左ニ教場ノ構造ト附属ノ建物トヲ概論セリ
- 一 小学校ハ平屋ニ建築スルヲ宜トス、但シ人家稠密ノ地止ムヲ得ザル際ニハ二階ヲ設クルモ妨ケナシ
- 一 建物ハ洋風石造或ハ板張りヲ第一トス、又学区ノ都合ニヨリ日本風ニ建築シ唯其内部ト窓トヲ改ムルモ可ナリ
- 一 附属ノ建物ハ教員控所、生徒控所、応接所、小使部屋、便所、水使ヒ場アルベシ
- 一 教場ハ生徒三十名ヲ入ル、ヲ率トシ長四間幅三間半トシ、両教場ノ間ハ隔ツルニ壁ヲ以テシ音聲ノ互ニ相ヒ洩レザル様ニスベシ、又試験等ニ用フル為メ一、ニケ所ハ硝子障子ヲ用ヒ合併シ得ルヤウ構造スベシ
- 一 教場ノ右側或ハ左方ニ就キ生徒往返ノ通路ヲ設クベシ
- 一 教場ノ一方或ハ両方ニ窓ヲ附スベシト雖トモ、前面ヨリ光線ヲ受クルコトナキ様注意スベシ、又止ムヲ得ザルヨリ西面ニ窓ヲ付ルトキハ必ず庇ヲ設クベシ、都テ学校ノ位置ハ南ニ面スルヲ宜トス
- 一 窓ハ硝子ヲ用ヒ和洋製適宜タルベシ、洋風ニ建築スルハ四間ニ三ケ所ノ割合トシ日本風ハ一辺ニ全ク窓ヲ附クベシ但洋風ノ窓ハ滑車ヲ以テ上下スベシ
- 一 床ハ二尺或ハ三尺天井ハ二間或ハ一間半ヲ度トスベシ
- 一 窓ナキ一辺ノ中央ニ於テ教師席ヲ設ケ一層高ク構造スベシ
- 一 教場ニハ必ず煖爐ヲ装置スベシ
- 一 便所ハ務メテ教場ヲ遠ケ校ノ北部、又別ニ溜ヲ設ケ汚物ヲ流シ空管ヲ附シ其臭氣ヲ洩スノ設ヲナスベシ
- 一 遊歩場ハ土地ヲ平坦ニシ樹木ノ点缀ニ注意シ秋千跳躍木馬シーソー等ノ運動器械ヲ具ヘ、又場中柵ヲ設ケ男女ワ區別スベシ